

第 200 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和 5 年 4 月 18 日(火) 10:00～11:45
場 所	環境局研修会館（テックビル 8 階）
議 題	(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案に関する審議（第 2 回）
出席者 30 名	<p>◇審査会委員：12 名 藤原委員、山下委員、川井委員、花田委員、島委員、芥川委員、岡村委員、島田委員、丑丸委員、吉田委員、平井委員、宮川委員</p> <p>◇環境局職員：9 名 磯部副局長、岡田自然環境課長、中西環境保全課長 他事務局 6 名</p> <p>◇事業者：9 名 神戸市都市局内陸・臨海計画課 竹本課長 他 8 名</p>
公開・ 非公開	部分公開

○開会

- 【 議 長 】 定刻ですので第 200 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
本日は、（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案に関する審議を予定しております。
それでは、事務局、よろしく申し上げます。
- 【環境保全課長】 本日審査会の開始に先立ちまして、4 月 1 日付で人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます
新たに環境局副局長に着任した磯部でございます。
- 【 副局長 】 磯部です。よろしく申し上げます。
- 【環境保全課長】 それでは、本日の資料確認をさせていただきます。

《 提出資料の確認 》

- 【 議 長 】 後ほど事務局から説明がありますが、審議の項目を前回の予定とは入れ替えているところがございます。
本日は植物、動物、生態系に関する審議を行う予定ですが、この審議では貴重な動植物に関する説明が含まれていることで、前回の審査会で議決をいただきましたが、これらの事項の審議を非公開とさせていただきます。後程、貴重

な動植物に関する報告を受ける際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。最初に事務局から審査スケジュールについての説明をお願いします。

【事務局】

《資料6について説明》

【議長】 よろしいでしょうか。

それでは、前回に引き続いて（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業環境影響評価書案の説明を行っていただきます。事業者の入室をお願いします。

《事業者入室》

【環境保全課長】 それでは、事業者の方をご紹介します。

神戸市都市局内陸・臨海計画課 竹本課長でございます。また本日は、そのほかに8名の方にご出席いただいております。

【議長】 それでは、事業者のほうから資料2のうち第10章4水質についてご説明をお願いします。

【事業者】

《資料2のうち10章4水質について説明》

【議長】 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

【委員】 現況の調査結果の解釈について伺いたいです。

S Sを何回か、例えば農繁期、農閑期で木見川1や2の地点で調べられていますが、降雨時の農閑期で同じ地点でも非常に値が違うことと、農閑期と農繁期に全体的なS Sの濃度の違いが大きく出ることについては、どのように理解すればよろしいですか。

と言いますのも、どこに基準を置くかによって、その予測結果に問題があるかないかの判断は変わります。現況ではかなり結果に違いがありますので、その辺のところを伺いたいです。

もう少し具体的に説明しますと、例えばP10.4-16と4-17において、同じ降雨時の農閑期ですが、S Sの量が、地点①明石川ではそれほど変わらないのに、地点②木見川1の地点だと2回目が3桁の230mg/L、3回目が24mg/Lになっています。農閑期の1回目も非常に低いのですが、どういうことなのでしょう。

【事業者】 P10.4-16の明石川の農閑期の地点②木見川1において、浮遊物質量は1回目

が 5mg/L に対し、2 回目は 230mg/L で、流量は 1 回目が 0.017m³/s に対し 2 回目は 1.037m³/s となっており、流量の増加に伴って、浮遊物質量も多くなっていたのではないかと考えております。

地点③木見川 2 に関しても、各回の流量がかなり違いますので、それにより 1 回目、2 回目、3 回目で差が出たのではないかと考えております。

【 委 員 】 その予測結果をどのレベルに置くのでしょうか。

つまり、大水が出たときの現況より低いという考え方をするのか、その平均的な、あるいは少雨のときの現況と比較するのか、という点です。桁で大きく違いますよね。

そのため、その辺の予測部分の根拠として、これをどう使われているのかということが気になりました。

【 事業者 】 環境保全目標値に関しては、現況の降雨時における農閑期の結果の最大値を使って比較を行っています。

【 委 員 】 つまり、さらに雨が降るときがあるかもしれませんが、少なくとも、かなり降ったときを基準としているということですね。逆に言うと、平常時よりもかなり高く設定しているということですね。

【 事業者 】 そのとおりです。

【 委 員 】 今回の質問に関わることなのですが、農閑期と農繁期、11 月と 9 月のうち 2 日を選ばれて、朝と夜と次の日に 3 回採水し、その 3 回の間に濁度が変化していく中の、それぞれの地点の一番大きかった濁度を、P10.4-24 の式における最大濃度として選んで、予測をされているという理解でよろしいですか。

【 事業者 】 予測時の濃度に関しましては、P10.4-26 (エ) 発生濁水の S S 濃度のとおり、面整備事業環境評価マニュアルに記載されている最大の濁水濃度の 2,000mg/L として設定し、予測を行っています。

【 委 員 】 つまり、この場合の調査結果の最大濃度というのは。

【 事業者 】 調査結果の最大濃度は、評価のほうで比較として使っています。

【 委 員 】 その比較として使うのが、それぞれ 3 回、朝、夜、次の日、のように濃度が変わっていく中の一番大きい値を使っているということですか。

【 事業者 】 そうです。

【 委 員 】 先ほどの質問でもありましたが、非常に雨が深い日があります。この 9 月 19 日と 11 月 29 日というのは、それぞれ雨が予想されるので、この日にしようと決められた、ということですね。

【 事業者 】 そのとおりです。降雨時の現地調査であるため、天気予報等で降水の状況を確認しながら、ある程度まとまった雨が降りそうな日を対象に調査を実施しております。

【 委 員 】 朝に採られて、夜、次の日と。

【 事業者 】 降雨の強度で流量がどう変化するか、などを把握するため、朝の降り始め、

降雨のピーク、降り終わってから何時間か置いた後で採水を実施しております。

【委員】 はい、分かりました。

【議長】 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

【議長】 それでは次に 10.9 人と自然との触れ合い活動の場、10.13 地球温暖化についての説明をお願いいたします。

【事業者】

《資料2のうち10章9人触れ、10章13地球温暖化について説明》

【議長】 ただいまの説明について、ご意見、あるいはご質問等ございますか。

【委員】 地球温暖化のところですか。伐採に伴う予測というものをされていますが、環境保全措置としては、緑化の推進となっています。

この緑化の推進を、どの程度業者に求めていくのか、というお考えがあったら教えていただきたいです。

また、施設の稼働後というのが大切だと思います。流通業務団地などですので、施設そのものよりも、出入りをする車からの燃料の排出というのが大きいのではないかと。その点も神戸市として、これから計画を進めていくにあたって、何か対策を考えているならば、教えていただきたいです。

【事業者】 まず緑化の推進についてです。行政としては、造成するところについて、法面を積極的に緑化していきます。

できる限り現状の緑地を残すことが前提になってきますが、造成法面については、積極的に緑化を図っていくことを考えています。

さらに、進出される事業者には、例えば「道路から2mは植栽をしてください」というように植栽のボリュームを定めた環境形成協定締結を想定しています。これまでの団地でも実施しています。土地の契約をする際に環境形成協定という形で契約し、担保していこうと考えているところです。

2点目の車両からの排出量の低減については、具体的にこれで完全にできるというものは無いのですが、可能な限りのお願いという形にはなるものの、出入り車両の低減や、自社だけでなく取引先についても電気自動車のような低排出車両を導入していただくことで、団地全体、神戸市全体に対しての環境負荷低減にご協力いただきたい、と思っているところです。

【委員】 協定のお話をお聞きして、安心しました。ぜひ上手に使っていただけたらと思います。

それから植栽の量について、当然考えていらっしゃると思いますが、質の点もよろしくをお願いします。

法面も単に樹木を植えるだけではなく、吸収しやすいものや、なるべくもともとあったような樹種で高さのある樹を選んでいただくことなどをお願いでき

れば、と思います。

それから、車両に関してですが、既設の大阪などの流通団地では、例えば出入りするときに、待っている間ずっとエンジンを吹かしていることがあります。そのため、運用面などでそういうことがないような設計にすることと、業者にアイドリングストップの意識づけをしていただくことを、よろしく願いいたします。

【 議 長 】 私のほうから1つ、質問というか教えていただきたいところが。

人と自然のふれあい活動の場で、太陽と緑の道の27は、一時中止となっているから現地調査は実施しなかったということですが、予測評価の対象からも外すということですか。

【 事業者 】 一時休止ではあるのですが、現状で、休止が解かれる見込みがないことから、予測対象外としております。

また、事業実施区域に隣接はしているのですが、直接の改変等はないので、影響はないものと考えています。

【 議 長 】 そうですか。ちょうど境界部分、あるいはそれから非常に近いところを通っているので、一時休止で先の見通しがいいことと、現況改変しないため予測評価の対象から外したということは、どこかへ書いておくべきかと思います。現地調査しないという説明はありますが、その後がないというのは、少し気になりました。

将来、近い将来なのか遠い将来なのかはともかく、再整備されることを想定しても、周辺の現況改変はないということですね。

【 事業者 】 そのとおりです。なお、P10.9-9の予測地域②のところに「予測地域は、利用可能なふれあい活動の場をとした。」と記載しております。

【 議 長 】 書いていましたか。

【 事業者 】 利用可能なふれあい活動の場を予測地域としましたという書き方になっていましたので、いただいたご意見を踏まえて、追記を検討させていただければ、と思います。

【 議 長 】 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

【 委 員 】 先ほどの水質のところにもう一回戻ってください。

沈降試験をされていて、これは2,000mg/Lからスタートしています。当然、最初は非常に傾きがきつくて、だんだん緩くなります。ここは先ほどの話で、最大値として240mg/Lを考えているので、そこからが実際の現場での沈降に相当しますよね。

その場合に、何時間後ぐらいに十分SSの下がった水が、実際に池から放流されることになるのか、というようなことは、予測では想定されないのでしょうか。

つまり、今の状態で見ると、夜に雨が降って、朝には1桁下がっていて、20

mg/L くらいまで下がるような川ですよ。実際に工事の後、沈砂池から出てくる水というのが、どの程度、例えば一晩経てば同じように下がっているのか、それとも1日2日かかるのか、というところが、結局は現場での変化になると思うのです。

しかし、そういう意味で、時系列が全く予測のところにはなかった。

その辺のところについて分かっていることがあれば教えていただけますか。

【事業者】 P10. 4-26 の表 10. 4-12 に関して、土壌沈降試験の結果と浮遊物質量の除去率を設定していきまして、60 分から 180 分経つとおおよそ予測条件で設定した 98.7%程度の除去率になるというような想定です。

【委員】 現状の変化より早く沈砂池のほうが沈降する、という理解でよろしいですか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 承知しました。

【議長】 よろしいですか。

これまでのところについて、ご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に資料2の植物、動物、生態系に関する審議に移りたいと思います。貴重な動植物に関する説明が含まれることから、前回の審査会での議決に基づき、これからの審議を非公開といたします。

それでは、資料の配布をお願いいたします。

《資料7 配布》

【議長】 それでは、資料7について説明をお願いします。

【事業者】

《資料7 環境影響評価書案（植物、動物、生態系）について説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】 P10. 7-51 の見開きの資料は、どのように飛翔したかというデータがかなり広い範囲で描かれています。具体的にどのようにこれらのデータを拾って地図に落としているのでしょうか。

【事業者】 P10. 7-7 を御覧ください。猛禽類の調査地点位置図に記載しているとおり、事業実施区域を含めた現地を広く見渡せる場所に定点を設定しています。

オレンジで示しているポイントが、定点と移動定点になります。こちらに調査員を配置し、双眼鏡、望遠鏡で猛禽類を観察し、その結果を図にプロットしています。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【 議 長 】 いかがでしょうか。

【 委 員 】 エビネやギンランやノニガナなど、植物はいろいろ影響を受けそうなものも多いですね。代償として移植先を探すということですが、実際に選定はうまくいきそうなのでしょうか。

特にノニガナは結構明るい環境が好きなのですが、今回で残りそうなところとしては多分少ないのでは、と懸念しています。他所ではまだあるように書かれていますが、結構減っている植物なので、こういうのをどうやって守っていくかというのは大事だと思います。その辺、どのように検討されているのかをお聞かせください。

【 事業者 】 移植場所に関しては、基本的に事業実施区域内で移植することを想定しております。実際に重要な植物種が確認された生育環境を踏まえながら、適切な場所がないかを調査し、具体的な移植先を判断していきます。

また、事業実施区域内だけでは移植に適した場所がない場合もあるため、神戸市が所有している市有地で保全できないかも検討している状況です。

【 委 員 】 区域内で、何かそういう新しく似たようなハビタット（生息場所）を作るというのも1つの手かと。ビオトープではありませんが、草地であれば管理して刈っていけば、そのまま維持できるようなところもあるかもしれません。創出のようなことも少し検討されるのも、今後のことを考えると大事なのではないでしょうか。

いつもこの会議で評価したところで、ほとんどの種が全て消えてしまうので、切ないです。神戸市は、それらをしっかり守っていくことを宣言している市です。形だけの移植ではなくて、実際に本当に残して行ってほしいと思います。

この事例でこれだけ評価をしっかり行い、実際にその評価がどの程度の結果を生んだのかということも、おそらく学問的にとても貴重な結果になります。こうなるはずだったのにそうはならなかった、ということを残していくことも大事ですので、事前に評価して駄目でした、というだけではなく、どうなったのかということも適切にモニタリングし、その結果をしっかりと残すようなことも含めて、私としては今後考えて実施して行ってほしいです。いつも不満を感じているので、そこはお願いしたい。

【 議 長 】 そのあたりは、事業者というよりは、市としての配慮を常に考慮していただきたいと。

【 事業者 】 先ほどいただきましたご意見をしっかりと受け止めまして、専門家のご意見もいただきながら、移植の方法や場所、モニタリング方法等も検討していきたいと思います。また、事後評価についてもしっかりと行っていきたいと思っています。

【 議 長 】 ほかにいかがでしょうか。

【 委 員 】 動物全般を見させてもらい、わりと重要種の数が多いという印象です。既存資料と比べますと、やはり上位種といますか、絶滅危惧のランクの高いものからいなくなっているようには感じます。

しかし、それでも周辺地域に自然が残っていることもありますし、この地域には貴重な生き物が今でもかなり生息している、ということがよく表れていました。

P10. 7-40 のコウモリのところですが、この地図だけ、が書かれています。この影響と、これが保全されるかどうかを教えてください。

【 事業者 】 まず構造物についてご説明させていただきます。これはです。北側にあります団地から須磨の海岸のほうまで山で削った土を海まで運んで、そこからポートアイランド、六甲アイランドの埋立てをしていたのですが、今この機能はなくなりました。この図面で示している区間につきましては、だけが残っているという状況です。

【 委 員 】 は残るということですか。改変されてもこの出入口もちゃんと確保される、と。

【 事業者 】 そのとおりです。

【 委 員 】 分かりました。

次に、AとBの配慮の違いがよく分かりませんでした。繁殖が確認されたものはAになるような言い方をされていました。湿地性というか、サンショウウオとかカエルみたいなものが卵を産みにきて、そこで繁殖しているものはAと。

一方、昆虫が全てBになっています。昆虫もそこにいるということは繁殖しているということになりますので、その基準であれば昆虫もAではないかと思うのですが。

また、そのAかBかによって、あとの待遇は変わるのでしょうか。

【 事業者 】 両生類につきましては、トンボのように移動できるタイプに比べると、移動性も低く、影響が出やすいということで、Aという表現をさせていただいています。

AとBについては、どちらも保全対象になっています。違いは P10. 7-100 に掲載している環境保全措置の内容です。Aとした両生類につきましては、影響を受けるので代償ということにしていますが、Bについては、水生昆虫類というところで低減と、少し対策の内容を変えています。

両生類に対する代償措置を実施することで、トンボのような水生昆虫類に対しても保全措置になるのではないかと考えています。

【 委 員 】 ということは、もう昆虫である以上はAになりようがないという判断なのでしょう。昆虫は羽を持っていて移動できるので、全てAになることはないということですか。

【 事業者 】 昆虫類については周辺に同様の環境があれば、そのような予測にしております

す。仮に特殊性の高い昆虫類がいて、そこにしか生息できないような環境があれば、Aになるかと思いますが、今回は周辺に同様の環境がある昆虫類だと考え、全てBと予測しています。

【委員】 次にP10.7-59で、ヘイケボタルとヒメボタルが出ていますが、これは夜間の発光調査で見られたものだと思うので、プロットの入っていないところにボタルがないとは限らないという気がします。

そのひとつは、ゲンジボタルです。重要種ではないためプロットされていませんが、これも工事の影響を受けると、住民から配慮したのかという意見が出るかもしれませんので、ゲンジボタルについての場所と影響についても検討しておいたほうがいいと思います。

また、これらについては生息地があればいいというものではなくて、光が重要になります。現状ゴルフ場はナイターをやっていないということでしたので、もしここが夜間も照明を照らすような施設になったら、生息地が少しとはいえ、多少影響が出る可能性がある点を考慮する必要があると思います。その辺りはいかがでしょうか。

【事業者】 1点目はゲンジボタルについても地域の方の関心が高いので、そこも対象にしてはどうか、というご意見でよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【事業者】 今回の環境影響評価におきましては、重要種の選定基準を設定して検討しております。その重要種の選定基準は、レッドデータブックなど公の資料に基づいておりますので、ゲンジボタルだけ重要種と同等として扱うのは難しいと考えています。

光の影響につきましては、周辺の樹木をできるだけ残すという計画ですので、その樹陰によって、光が漏れにくいような環境になると考えております。

また照明のタイプによっても、昆虫が集まりにくいようなタイプなどがありますので、今後の設計のほうに、ご意見としてお伝えしたいと考えています。

【委員】 そうですね。照明の色と指向性と強さですね。それについて少し配慮いただければというふうに思います。

ちなみにそのゲンジボタルが確認できたのは川沿いだけでしょうか。

【事業者】 ゲンジボタルに関しては、川沿いと、事業実施区域内のため池でも1例だけですが、確認されています。

【委員】 なるほど。それでもヘイケボタルとヒメボタルと同様の照明への配慮で、かなり影響は軽減されると思いますので、よろしくお願いします。

それから最後に、先ほどのP10.7-100の代償措置について、語弊のある言い方になるかもしれませんが、動物は植物と違い、移植をしたとしても、その移植先に迷惑をかけるだけというのがほとんどです。そのため、このように代替の繁殖場所を整備していただけるというのは非常にいいことだと思って聞いて

いました。

先ほどもおっしゃっていたように、これが両生類だけじゃなくて、ほかの昆虫とかも利用できるような、よいビオトープのようなものになることを期待しておりますので、よろしくお願いします。

【 議 長 】 最後はご意見ということですが、ほか、いかがでしょうか。

【 委 員 】 鳥や今の昆虫なども含めて、がかなり保全にとっては重要な場所であると理解しました。直接の改変はないので、影響は回避できているという考え方でしたが、実際にはすぐ上のところから用地に変わるわけですね。わりと急峻な崖の下の池のように見えるのですが、その池の、例えば水質や、日当たり、降雨の影響など池の化学的な環境の変化というものほとんどないと考えてよろしいのでしょうか。

現状の地形から実質的にはそれほど変わらないから影響がないのか、上は削るものの影響がないのか、という点についてはどうなっているのでしょうか。

【 事業者 】 に関してですが、事業実施計画書の段階では、この南東側の残地森林も改変する計画となっていました。しかし、事業計画を見直して、この辺一帯を保全するという形で、計画等を変更しているという状況になります。そのため、大きい改変等も周辺にはないというような状況になります。

【 委 員 】 計画道路の現況はどのようなのでしょうか。

高さ自体は変わらず、現状のゴルフ場の平面のところには道路ができるということでしょうか。少し削って道路になるということですか。

【 事業者 】 道路については、擁壁を建てることで現状よりも少し高さを上げるような計画にしています。いずれにしても、この残地森林については、造成をしないという計画です。

【 委 員 】 つまり現状では池の東側を削ることはない、という理解でよろしいのですね。

【 事業者 】 そのとおりです。

【 議 長 】 ほか、いかがでしょうか。

【 委 員 】 哺乳類のところ、イノシシとシカについては昔からいたのでしょうか、最近増えてきたのでしょうか。

このあたりの今後の改変によって、内側・外側に何らかの影響が出る可能性がありますので、注意する必要があるのではないのでしょうか。

【 事業者 】 イノシシにつきましては、P5-39 の既存資料の調査によって確認された哺乳類のリストに掲載されています。出典 2、3 は平成の初め頃の調査結果となりますので、イノシシは昔から生息していると考えられます。

シカにつきましては、以前、哺乳類の専門家の方に相談した際に「このあたりの地域はシカが確認されていない地域である」とおっしゃっていたので、比較的最近、シカが確認されている状況と考えております。

- 【 委 員 】 これだけ貴重な動植物が残っているのは、シカの影響が少なかったことが大きいと思いますので、その辺りは少し気をつける必要があると思います。
- また、その湿地を喪失したときも、イノシシによる攪乱を受ける可能性があるのも、そのあたりも注意しておく必要があるのではないのでしょうか。
- 【 事業者 】 貴重なご意見、ありがとうございます。
- 【 議 長 】 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- それでは、事業に関する報告はここまでとさせていただきます。事業者の方ご説明ありがとうございました。

《事業者 退室》

- 【 議 長 】 それでは、本日の審議は以上ということで、事務局のほうから今後の予定と説明をお願いいたします。
- 【環境保全課長】 本日、委員の皆様方からいただきましたご意見、ご質問等について、十分お答えができなかったものはあまりなかったように思いますが、事業者に追加資料の提出を指示いたします。本案件に関しまして、お気づきになられた点がございましたらお手数ですが、4月25日火曜日までに事務局までお知らせいただければ確認してまいりますのでよろしくをお願いいたします。
- 次回の審査会でございますが、5月15日月曜日10時から第1回審査会の追加説明、騒音、振動、地域交通についてご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。
- 本日使用した資料は次回以降の審査会でも使用します。事務局で保管いたしますので、その場に置いてお帰りいただいて結構です。
- 事務局からの連絡事項は以上です。